

(お知らせ)

2026年8月27日
中国電力株式会社

2026年7月17日から18日にかけての大雨により被災された お客さまに対する電気料金その他の特別措置について

2026年7月17日から18日にかけての大雨により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの豪雨の影響により災害救助法が適用された地域において、家屋損壊や床上・床下浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、以下のとおり、電気料金などの特別措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1. 対象区域

【災害救助法が適用された以下の地域】

〔栃木県〕^{あしかがし}足利市

※2026年7月17日から18日にかけての大雨の影響により、上記以外の地域で災害救助法が適用された場合、当該地域も特別措置の対象とします。なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による公表内容に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府 発表_災害救助法の適用状況](#)」をご確認ください。

2. 特別措置の対象となるお客さま

「1. 対象区域」において、家屋損壊や床上・床下浸水などの被害に遭われ、当社にお申し出をいただいたお客さま。

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年6月*¹、7月、8月および9月分の電気料金について、支払期日（検針日から31日目の日）をそれぞれ1カ月間延長します。

*1…支払期日が災害発生日（2026年7月17日）以降となるご契約に限ります。

(2) 不使用日の電気料金の免除

被災日以降、引き続き全く電気を使用されない場合で最低月額料金の適用を受ける場合には、2027年1月末日までに限り、料金の算定期間ごとに100%を上限に、最低月額料金を1日あたり4%割引します。

(3) 工事費負担金等の免除

2027年1月末日までに、一定の条件*²を満たす需給契約の申し込みをされた場合は、工事費負担金等を申し受けません。

＊２・・・被災日の契約容量等を超えない新規申し込み、再建等のための臨時申し込み、再建等のための引込線等の取付位置変更（被災日の供給方法と同一の場合で、原則１回のみ）を指します。

４．特別措置の申し込み方法

当社カスタマーセンター（０１２０－７１５－０５５）までお電話ください。

※受付時間は９時００分～２０時００分（土・日・祝日・年末年始を除く）です。

※特別措置の申し込みにあたり、り災証明書等のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

以 上